

板橋区入院助産援護金交付要綱

昭和 57 年 3 月 31 日区長決定
一部改正令和 4 年 2 月 10 日区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条に基づく板橋区の福祉事務所長が決定した助産の実施を受け入れ入院助産を行った施設に対し、板橋区入院助産援護金（以下「援護金」という。）を交付することにより、入院助産施設への助産の実施の円滑化を期し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(援護金の額)

第 2 条 援護金は、別表の入院助産援護金額表に定める額を限度として交付するものとする。

(援護金の請求)

第 3 条 援護金の支給を受けようとする者は、東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和 40 年板橋区規則第 12 号）第 9 条に定める助産の実施に要する費用の請求にあわせて請求するものとする。

付 則

この要綱は、昭和 57 年 3 月 31 日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行適用する。

付 則

この一部改正は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行適用する。

付 則

この一部改正は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行適用する。

付 則

この一部改正は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行適用する。

付 則

この一部改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行適用する。

付 則

この一部改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行適用する。

付 則

この一部改正は、平成元年4月1日から施行適用する

付 則

この一部改正は、平成2年4月1日から施行適用する

付 則

この一部改正は、平成4年4月1日から施行適用する

付 則

この一部改正は、平成5年10月6日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成7年1月6日から施行し、平成6年10月1日から適用する。ただし、分娩介助料の限度額の改正については、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成8年12月24日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成9年5月2日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成10年4月15日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成11年8月26日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成12年6月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年11月22日から施行し、平成18年10月1日から適用する。ただし、分娩介助料の限度額の改正については、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 20 年 8 月 7 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 21 年 12 月 16 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 2 年 9 月 23 日から施行し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和 3 年 7 月 21 日から施行する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

【別 表】

入 院 助 産 援 護 金 額 表

新生児用品貸与料	新生児 1 人につき、1 日 5 0 0 円
新生児介補料加算	新生児の介補を行った場合において、新生児 1 人当たり 1 日につき次の額を上限として支弁する。 〔限度額〕 7, 0 0 0 円から「平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」第 4 の 2 に定める新生児介補料の額」を減じて得た額